

2024年度第2回 宮城学院女子大学附属 発達科学研究所新所員研究会

日時：**11月13日（水）14:50～16:10**

場所：**本学第2講義館3階 K301** ※対面 / オンライン ZOOM 参加可

研究所所員、客員研究員、本学教職員、学生の方はどなたでも参加できます。
参加お申込の方は、下記 QR コードよりお申込ください。



報告Ⅰ

◆**テーマ：障害者支援施設の建替えに関する事例研究**
－施設の個室化と生活単位の小規模化に関する研究－

◆**報告：林 瑞紀【生活文化デザイン学科助教】**

◆概要

本研究では、障害者支援施設の建て替え前施設（以下「旧施設」とする）と建て替え後施設（以下「新施設」とする）の両施設を対象に調査を実施した。旧施設では、居室が4人部屋で入居者20人の生活単位を基本とした施設計画である。しかし、旧施設の開設から約45年が経過して建物の老朽化により施設の建て替えが行われた。生まれ変わった新施設では、居室が個室で入居者10人の生活単位を基本とした施設計画である、いわゆる施設の「個室化」と「生活単位の小規模化」がなされた。

本研究では、①施設入居者へのインタビュー調査、②職員へのアンケート調査、③新旧両施設の入居者の生活と職員の支援に着目した行動観察調査の3つ調査手法を採ることで施設の個室化と生活単位の小規模化の有効性について明らかにした建築計画研究である。

報告Ⅱ ※本講座は対面でのみの報告になります。

◆**テーマ：潜在化しやすい性犯罪被害者への心理支援とその課題**

◆**報告：浅野 晴哉【心理行動科学科准教授】**

◆概要

犯罪被害者等支援においては、犯罪の定義そのものが変わる刑法改正が重要になる。中でも、2017年に性犯罪の罰則等が110年ぶりに改正された。具体的には、女性への姦淫のみが処罰対象とされていた強姦罪が、肛門性交又は口腔性交を含め、性別を問わない「強制性交等罪」に改められた。加えて、2023年には、性犯罪被害者が驚愕や恐怖などで動けなくなった状態及び上司・部下などの関係により性交等に対して同意しない意思の表明が困難な状態などの心理的反応に乗じて、加害者が性交などをした場合に罰せられる「不同意性交等罪」に改められた。よって、新たな刑法の下での性犯罪被害者と加害者の関係性を踏まえた心理支援を早急に検討する必要がある。

本研究では、性犯罪被害者への心理支援を振り返り、近年の刑事手続に沿った支援の在り方と今後の課題を検討したい。

問合せ先: 発達科学研究所
TEL/FAX:022-277-6210
Email:child(アットマーク)mgu.ac.jp
※(アットマーク)を@マークに変えて送信ください。